

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第6回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年10月14日(金) 午前10時05分～午前11時30分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、加園委員、比留間委員、 山田委員 欠 席 者：小川委員、乃一委員、原田委員、森林委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任 (法務係) 実施機関：議会事務局次長
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (5) その他
議 題	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について (2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて ア 武蔵村山市議会の個人情報保護制度において市長の設置する附属機関へ議長が諮問することについて イ パブリックコメントの結果について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任された。 (2) ア 個人情報保護法の適用除外とされた議会の個人情報保護制度に係る事項についても、本審議会及び武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを認める。 イ パブリックコメントにおいて意見が提出されなかったことから、意見に応じた中間答申の修正等に係る審議をすることなく、次回、最終答申案の審議を行う。 (3) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	● それでは、ただいまから令和4年度第6回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 本来であれば、会長・副会長に議事を進行していただくところですが、武蔵村山市個人情報保護審議会規則第2条第1項の規定による会長及び副会長の互選が済んでおりませんので、互選されるまでの間、事務局が会議の進行をまいります。 本審議会では、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定により、公開を原則として審議を進めてまいります。 通常であれば、会議開会前に会長と事務局の文書法制課長とが協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断した場合に、公開により会議を開催することとなりますが、現時点では、会長が互選されておりませんので、本日の会議につきましては、事務局が、非公開情報はないと判断し、公開とさせていただきたいと存じます。

本来であれば、報告事項(1)から順に進めて行くところですが、先に、議題(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について」を御協議いただき、会長・副会長が互選されましたら、会長の進行により、次第にのっとり進めていただきたいと思います。

議題

(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

- それでは、議題(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について」を議題といたします。
会議次第の6ページを御覧ください。
武蔵村山市個人情報保護審議会規則第2条第1項の規定により、会長及び副会長を互選により選任していただきたいと思います。

～ 会長・副会長の選任 ～

- 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任されました。この後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

議題

(2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

ア 武蔵村山市議会の個人情報保護制度において市長の設置する附属機関へ議長が諮問することについて

- 通常であれば、報告事項(1)から順に事務局に説明を求めるところですが、所用時間を考慮し、先に諮問事項についての審議を行うこととします。

議題(2)のア「武蔵村山市議会の個人情報保護制度において市長の設置する附属機関へ議長が諮問することについて」、事務局及び関係部署に説明を求めます。

- 議題(2)のア「武蔵村山市議会の個人情報保護制度において市長の設置する附属機関へ議長が諮問することについて」、御説明します。諮問書及び次第7ページを御覧ください。

皆様御存知のとおり、令和5年4月から改正個人情報保護法が施行され、地方公共団体も法の適用を受けることとなりますが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの国の考えから、法の適用範囲から除かれております。そのため、本市の議会では、独自の条例を制定しますが、当該条例の中で、議会における個人情報保護制度に関する重要事項等を本審議会及び別に設置される武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる規定を置くことを予定しております。

本諮問事項は、このことについて御意見を伺うものでございます。

今回の諮問に至る経緯や条例案の内容等、詳細につきましては、諮問機関である議会事務局から御説明いたします。

- 御説明します。資料2の1「改正個人情報保護法の議会への適用関係について」を御覧ください。

現在、武蔵村山市個人情報保護条例において、議長が、市長、教育委

員会等とともに「実施機関」と位置付けられていることから、議会に関しましても、他の実施機関と同様に個人情報保護制度を運用しているところでございます。一方、改正個人情報保護法では、同法において国会や裁判所が個人情報の取扱いに係る規律の対象とされていないこととの整合を図るため、同法による規律の対象となる「地方公共団体の機関」から議会が基本的に除外されております。

しかし、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の保護が適切に行われることが求められることから、本市議会として独自に個人情報の保護に関する条例を制定することとしたものでございます。

次に、資料2の2の(1)「現行又は今後における諮問先の変化」の表を御覧ください。

情報公開制度につきましては、現行制度から変更はありません。

個人情報保護制度につきましては、現行制度では、【苦情の申出・審査請求】に関しては、議員で構成する市議会個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けることとしていますが、令和5年4月からは、市長が設置する武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したいと考えています。

また、【専門的な知見に基づく意見を求める場合】に関しましては、現在は仕組みがございませんが、令和5年4月以降は、市長が設置する本審議会に諮問したいと考えています。

次に、資料2の2の(2)「議会の個人情報保護制度において、市長の附属機関に対し諮問することとする理由」のアを御覧ください。苦情の申出、審査請求に係る事項を市長が設置する附属機関に諮問することとしたい理由について御説明します。

議会が保有する個人情報は、「議員の身分・資格等取扱業務」、「議員共済会関係業務」、「議員報酬関係業務」、「議員共済年金受給者関係業務」など、議員に関するものがほとんどであることから、保有個人情報の開示請求を行うのは、主に議員となることが想定されます。

開示請求が行われた案件について苦情や審査請求があった場合に、議員で構成される市議会個人情報保護審査会に諮問した場合、議員の個人情報が、他の議員に知られてしまうおそれがあることから、議員以外で構成される審査会に諮問することが望ましいところですが、地方自治法上、議会には附属機関を設置することができないと解されているため、市長が設置する武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしたいと考えております。

次に、資料2の2の(2)のイを御覧ください。個人情報保護制度に係る専門的な知見に基づく意見を求める場合に、本審議会に諮問することとしたい理由について御説明します。

令和5年4月以降、個人情報保護法が改正された場合は、市議会の個人情報の保護に関する条例についても改正の検討を行う必要が生じることとなります。また、市議会の個人情報の保護に関する条例を運用する中で、疑義が生じることも想定されます。これらの場合に、必要に応じて専門的な知見に基づく意見を聴くことが考えられますが、先ほどと同様、地方自治法上、議会には附属機関を設置することができないと解されていることから、市長が設置する本審議会に諮問することとしたいと考えております。

次に、議会が、市長が設置する附属機関に諮問することに関する国の考え方について御説明します。資料2の3「市長の附属機関（「情報公開・個人情報保護審査会」及び「個人情報保護審議会」）に対し、議長

が諮問することについての国の考え方」の(1)を御覧ください。

地方自治法において、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関を置くことができるとされておりますが、地方公共団体の議会は執行機関ではないため、附属機関を置くことができません。

附属機関は、委員をもって構成される合議制の機関でございますが、執行機関と異なり、自ら地方公共団体としての最終的な意思決定を行う権限はなく、執行機関の事務執行の前提として、必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関とされています。

次に、(2)の区分1を御覧ください。議会が、市長が設置する附属機関に諮問することが許容されるかという質問に対して、国は、法の規定はないため、地方公共団体において判断して差し支えないと回答しております。このことについては、区分2及び区分3の質問に対しても同様の回答がなされております。

次に(3)を御覧ください。これは、議会事務局が、都内26市の状況を令和4年8月1日現在で調査した結果となっております。

左側、現行制度における【審査請求等の場合の対応】では、「議会に置く個人情報保護審査会に諮問する」こととしているのが1市、「執行機関の附属機関に諮問する」こととしているのが18市、「行政不服審査会に諮問する」こととしているのが7市となっております。なお、「議会に置く個人情報保護審査会に諮問する」とした1市が、本市でございます。

【重要事項を審議する場合の対応】では、「議会に置く個人情報保護審査会に諮問する」こととしている市はなく、「執行機関の附属機関に諮問する」こととしているのが23市、「その他（規定がないなど）」が3市となっております。本市は、「その他（規定がないなど）」としたうちの1市でございます。

右側、令和5年4月以降の条例の検討状況ですが、【審査請求等の場合の対応】では、「議会に置く個人情報保護審査会に諮問する方向で検討」している市はなく、「執行機関の附属機関に諮問する方向で検討」しているのが4市、「行政不服審査会に諮問する方向で検討」しているのが1市、「検討中（未検討）」が21市となっております。ほとんどの市が検討中又は未検討となっておりますが、最終的に、執行機関の附属機関に諮問することとする自治体が多くなるものと予想しています。

【重要事項を審議する場合の対応】では、「議会に置く個人情報保護審査会に諮問する方向で検討」している市はなく、「執行機関の附属機関に諮問する方向で検討」しているのが5市、「検討中（未検討）」が21市となっております。

こちら、ほとんどが検討中又は未検討となっておりますが、最終的には、現行制度と同様、執行機関の附属機関に諮問することとする自治体が多くなるものと予想しております。

続きまして、資料3を御覧ください。当該資料は、議会事務局が、議会運営委員会で各議員に説明した際に使用した資料を基に作成したものとなっております。

続きまして資料3を御覧ください。1につきましては、先ほどの説明と重複しますので、省略させていただきます。2「条例（案）の概要について」を御覧ください。改正後の個人情報保護法では、原則として、議会は適用除外とされておりますが、「国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、…個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する」等の責

務を有するとされております。このことを踏まえ、改正後の個人情報保護法第5章の規定を参考に、全国市議会議長会が、「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」を策定しました。本市議会においても、議長会条例（例）に基づき、条例案を策定することとしています。

条例案の基本的な考え方について御説明いたします。資料3に加え、別紙1を御覧ください。別紙1は、令和4年4月に全国市議会議長会が示したものです。6ページを御覧いただくと、条例（例）は「改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成」されていることが分かります。これは、個人情報保護法が直接適用される執行機関側と適用されない議会側とで、個人情報の開示、訂正及び利用停止等の手続や個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるためとされています。また、条例が適用される個人情報の範囲としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が保有する個人情報については、対象として想定しておりません。

条例中、機関として負うべき義務を果たす場合の主体としては「議会」を、開示や訂正など、個人情報保護に係る具体的な手続や処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定しています。

なお、条例の実施について必要な事項については、議長が別に規程を定めることとしています。

続いて、資料3の2の(4)を御覧ください。条例案では、「（仮称）武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）」に基づき、特別の規定を置いています。

ア「開示決定の期限に関する特例」として、保有個人情報の開示請求があった場合に議長が行う開示決定の期限について、記載のとおり議長会条例（例）から期限を短縮しています。

イ「開示請求に係る手数料等」につきましては、手数料を無料としています。ただし、現行制度と同様、写しの交付をするときは、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担としています。

ウ「苦情の申出に対する措置」としましては、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出があった場合、必要に応じて武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとしています。

続きまして資料3の3「全国市議会議長会における個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の考え方」アを御覧ください。議長会条例（例）における審査会・審議会に係る規定について御説明します。

条例（例）では、審査会への諮問について第45条で規定しています。なお、ここで「〇〇条例」とされている部分には、市の個人情報保護法施行条例の名称が入ります。

また、審議会への諮問については、第50条で規定しています。こちらについても「〇〇条例」には、市の個人情報保護法施行条例の名称が入ります。

次にイのQ&A（改訂版）を御覧ください。全国市議会議長会から提供を受けたQ&Aでは、条例（例）第45条の審査会、第50条の審議会の設置について、どのように考えるかという質問に対して、審査会については、「議会に個人情報保護審査会を置く場合」、「執行機関の附属機関である審査会に諮問する場合」、「行政不服審査会に諮問する場合」が考えられると回答されています。なお、条例（例）では、従来の条例で多数であった「執行機関の附属機関に諮問する」を採用する場合を想定した規定とされていますが、その場合、執行機関の附属機関に諮

問することについて、執行機関側の条例に規定することが必要とされています。また、「議会に審査会を置く」を採用する場合は、地方自治法上、議会には附属機関を置くことができないとされている点について整理が必要とされています。

また、審議会についても、「行政不服審査会に諮問する場合」が想定から除かれるほかは、ほぼ同様の回答となっており、条例（例）にも、多数派であった「執行機関の附属機関に諮問する」場合を想定した規定が置かれています。なお、審査会機能と審議会機能とを兼ね備えた附属機関を設置することも考えられるとされていますが、本市では、それぞれ別に設置されております。

続きまして、資料4の4「武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」及び別紙2を御覧ください。別紙2として、「武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」を添付させていただきましたが、これは参考として添付させていただいたもので、既に御説明いたしましたとおり、今回は、議長が、市長が設置する附属機関に諮問することの可否について御審議いただきたいと存じます。

【主な意見等】

- 資料2において国の考えが示されていますが、これは武蔵村山市が行った質問に対する回答なのでしょうか。
- 各地方公共団体が行った質問及びそれに対する回答を取りまとめた資料が提供され、それを抜粋したもので、武蔵村山市が行った質問に対する回答というわけではございません。
- 回答をした「国」とは、個人情報保護法施行条例の策定に関するガイドライン等を示した機関と同一と考えてよいのでしょうか。
- お見込みのとおり、個人情報保護委員会が回答したものです。
- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することについては、議会が市長を監視する立場である関係上、望ましくないと考えますが、議長が、市長が設置する附属機関に諮問することは違法ではないと国が回答している以上、そのように整理する以外に方法がないように思います。
審議会は、諮問を受けてこのことについて審議するわけですが、市長は、この問題をどのように考えているのでしょうか。
- 議長からの依頼を受けて審議会に諮問しておりますので、議会から説明された方式を採用する方向で考えております。
- 補足として、今回の諮問を依頼する際、議長、議会事務局長及び議会事務局次長が、市長に直接説明をしております。その際、市長からは、違法性はないのか、全国市議会議長会はどのように考えているのかを質問されました。

それに対して議会側からは、先ほどと同様、市長が設置する附属機関に諮問することについては、地方公共団体が判断できるとされていること、全国市議会議長会の条例（例）では、市長が設置する附属機関に諮問することを前提として規定が作られていることを説明しています。

- 諮問された方式を採用するしかないのだろうとは思いますが、市の考え方が示されていない状況で審議会が判断するのは難しいです。特に、審議会が賛成したことをもって、諮問された方式を採用してしまった場合、審議会が責任を問われることとなるのではと懸念しています。
- 市長と議会との関係を考えて、あまりよくない方式を採用することになってしまうわけですが、市長の附属機関である審議会としては、この点についてどのように考えればよいのでしょうか。市民から質問された場合、どのように回答することを考えているのでしょうか。

- 全国市議会議長会に対して、御質問の点についてどのように考えているのかを質問したことがあります。回答としては、もともと地方公共団体の個人情報保護条例において、議会や議長は実施機関の1つとされており、議長が行政不服審査法に基づく審査請求を受けた場合には、市長が設置する附属機関に諮問することとされていたという経緯があることから、今回、国が作った統一的なルールにおいては、司法、立法、行政の関係性を考慮して地方公共団体の議会は適用除外とされましたが、市長と議会とで個人情報保護制度が大きく異なることとなるのは望ましくないという考えの下、なるべく従来から変更がないよう条例（例）を策定したということでした。
- その説明では、市民からは不満が出るように思います。国がそのように考えたのであれば法に規定すべきで、あえて適用除外としたということは、やはり国は、市長と議会とは切り離して制度を作るべきと考えているのだと思います。
- 当初から意見として出ていたとおり、審議会が賛成したことを根拠として市長が決定を行うというようなことがないようにはしていただきたいと思います。
- 資料2で示されているように、附属機関には、自ら地方公共団体の機関として最終的な意思決定を行う権限はありませんので、附属機関に意見を聴いたとしても、意思決定を行うのは、あくまで市長ということとなります。
 なお、結果として市長が認めた場合は、市長が定める法施行条例の中に、審議会が、議長からの諮問を受けることができる旨の規定を置くこととなります。
- 市長は、議長から依頼を受けたとのことですが、最終的には議長に対して何かしらの回答を行うこととなるのでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 法施行条例において、議長が審議会に諮問することができる規定を置くとのことですが、このことについてパブリックコメントを実施するのでしょうか。
- 法施行条例の骨子案に関するパブリックコメントは既に実施したところですが、骨子案には、議長が、市長が設置する附属機関に諮問することを認めるという内容は含まれておりませんでした。
- 今回の議題が、第2回会議から続く諮問事項に当初から含まれず、ここで追加されることとなったのはなぜでしょうか。
- 議会の個人情報の保護に関する条例をどのような内容とすべきかについては、議会運営委員会で検討しておりましたが、その結論が出たのが8月19日であったことから、この時期に追加させていただくこととなったものです。
- 議会では、どのようなメンバーで条例案を検討したのでしょうか。
- 議会運営委員会は、各会派から1名ずつ、ただし、5名以上の会派からは2名ずつの議員で構成されることとなっており、内訳としては、新政会2名、公明党2名、その他の会派から1名ずつとなっております。
- 議会の中では、今回の案のような条例を制定することが、ほぼ決まっていると考えてよいのでしょうか。
- 議会側では、そうしたいと考えております。ただし、答申が否であった場合は、改めて検討する必要があると考えています。
- 議会運営委員会において条例案を検討する際、議員から何か意見は出なかったのでしょうか。
 また、今回の諮問には、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に

諮問することの可否も含まれていますが、この点についても本審議会が意見を述べる必要があるのでしょうか。

- 1点目につきましては、議会運営委員会では、令和4年5月30日、8月1日、8月29日の3回、今回諮問した条例案について審議をしてみました。その中で出た意見としましては、「議会が保有する個人情報にはどのようなものがあるのか」、「匿名加工情報について規定する必要があるのか」、「個人情報ファイル簿を作成する基準を1,000人以上とすることの根拠は何か」、「開示請求の費用はどうするのか」、「情報公開・個人情報保護審査会、個人情報保護審議会に係る規定は」というものがございました。

なお、5点目につきましては、全国市議会議長会の条例（例）等に関する先ほどと同様の説明をし、御納得いただいております。

- 2点目につきまして事務局から御説明します。情報公開・個人情報保護審査会は、公文書開示請求、保有個人情報の開示請求等に係る決定に対する不服申立てがあった場合に、実施機関の決定が適正であったかを審議する機関です。したがって、今回の諮問事項を当該審査会に諮問することができなかったため、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」として、「議長が、市長の附属機関である本審議会に諮問することについて」と併せて本審議会に諮問させていただいたところでございます。

- 1点目について、特に反対意見は出なかったということによろしいでしょうか。

2点目については、情報公開・個人情報保護審査会には、情報提供等はされていないのでしょうか。

- 1点目につきましては、特に反対意見はございませんでした。
- 2点目につきましては、8月に情報公開・個人情報保護審査会を開催した際、新たな条例を制定するに当たり、議長が、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを検討していることについて報告しております。

また、審議会における審議の結果につきましても、改めて報告する予定です。

- 資料3別紙2の条例案では、第50条に審議会に係る規定がありますが、資料1の審議会規則にはそういった規定がありません。資料1は現行のもので、こちらも法改正に伴い改正されるということによろしいでしょうか。

- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することが認められた場合、法施行条例及び議会の個人情報保護に関する条例に規定することを予定していますが、規則については現時点では検討しておりません。
- 規則では、審議会の組織等を規定しており、審議会に諮問することができる事項等を規定する予定はございません。
- 資料1の2ページの最初を御覧いただくと、「武蔵村山市個人情報保護条例」と記載されておまして、これ以降は規則でなく条例の抜粋となっております。

なお、ここに記載された条例の規定は現行のもので、今後、個人情報保護法施行条例を制定するに当たっては、本審議会の審議の結果を踏まえ、規定ぶりを変えていくこととなります。ただし、1ページ目の規則部分につきましては、審議会に諮問することができる事項の変更に伴う特段の改正は必要ないものと考えております。

- 改正個人情報保護法において、国会、裁判所、議会等が規律の対象とされなかった理由について、国から説明はあったのでしょうか。

- 国からは、法律の対象からそれらの機関を除くこととした積極的な理由について、特に説明はなされておりません。
- 諮問書別紙1の条例案には罰則規定がありますが、これは現行条例を踏襲したものと考えてよいのでしょうか。
- 第53条から第57条までの罰則規定につきましては、現行の武蔵村山市個人情報保護条例における罰則規定と同じ内容となっております。
- 補足ですが、令和5年度以降は、法律の規定が市に直接適用されることとなりますので、施行条例の中には、法律を超える罰則規定を置くことはできなくなります。
- 全国市議会議長会への問合せ内容及びその回答について、再度説明をお願いします。
- 議会事務局では、武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例(案)を作るに当たり、全国市議会議長会に対して、審査会、審議会の取扱いをどのように考えるべきか問合せを行いました。
回答としましては、これまで、議長は、地方公共団体の実施機関の1つとして、市長、教育委員会等と同じ扱いを受けていた経緯があることから、令和5年度以降も、なるべくその取扱いを変えないようにすることが望ましいと考え、議長が、市長が設置する審査会、審議会に諮問する前提で条例(例)を作成したということでした。
- 全国市議会議長会がそのような考えを持っているということについて、国は把握しているのでしょうか。
- 条例(例)は、全国市議会議長会、全国町村議会議長会及び全国都道府県議会議長会が、個人情報保護委員会と調整を行った上で作られたものと伺っています。したがって、国もその内容について了解しているものと考えています。
- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することについては、地方公共団体が判断してよいとのことですが、今後、国は、このことについて法で規定する意向があるのでしょうか。
- 担当者の所感としましては、国は、法律に規定がないので、各地方公共団体が判断されたいという考えを持っているものと考えます。
議会側としては、それでは困るので、全国市議会議長会等が調整を行い、今回の条例(例)が作られたものと理解しています。
- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することができるということを明文化する場合、地方自治法を改正することとなると考えられますが、これまでも、議長が、市長が設置する附属機関に諮問することができる制度としていた自治体が多数派であった中で、今後、地方自治法の改正をしようという動きが出てくるかは不明です。
- 自治法を改正しなくても、個人情報保護法で規定することもできるのではないかと思います。
一方、議長が、市長が設置する附属機関に諮問することを認めざるを得ない状況ということも理解しました。
- これまで審議してきた事項は、条例で独自のルールを定めてはならないとされたものが大半でしたが、議会に関してだけは自治体の判断に委ねるとされているのは、自治体側の閉そく感をここで少し解消しようという意図のように思います。
- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することを認めた場合、令和5年度以降、実際に諮問する機会はどの程度になると予想しているのでしょうか。
- 審査会につきましては、公文書等の開示請求自体がなかったことから、過去10年間、開催された実績はありませんでした。

審議会につきましては、議会には組織そのものがなく、もともと市長が設置する本審議会に諮問することとされておりましたので、特段増加することはないと予想しています。

【審議結果】

- 議題(2)のア「武蔵村山市議会の個人情報保護制度において市長の設置する附属機関へ議長が諮問することについて」は、個人情報保護法で適用除外とされている議会の個人情報保護制度に係る事項についても、本審議会及び武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを認めることとします。

議題

(2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

イ パブリックコメントの結果について

- 議題(2)のイ「パブリックコメントの結果について」、事務局に説明を求めます。

- 議題(2)のイ「パブリックコメントの結果について」、御説明します。
既にお知らせしましたとおり、事務局では、令和4年9月5日から同年10月4日までの間、「(仮称)武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例」の骨子案についてパブリックコメントを実施し、広く市民等から意見を求めました。

方法として、市公式ホームページに専用のページを設けたほか、文書法制課、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び各図書館に資料を設置し、紙による意見書の提出も認めておりましたが、結果としましては、意見の提出はありませんでした。

【主な意見等】

特になし

【審議結果】

- 議題(2)のイ「パブリックコメントの結果について」は、パブリックコメントにおいて意見が提出されなかったことから、意見に応じた中間答申の修正等に係る審議をすることなく、次回、最終答申案の審議をすることとします。

議題

(3) その他

- 議題(3)「その他」について、事務局に説明を求めます。

- 事務局からは、特にありません。

報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (3) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

- 御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(4)「保有個人情報の外部提供の届

出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 異議なし
- それでは、報告事項(1)から(4)までについて、一括で事務局に説明を求めます。

● 報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の1ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による届出がなされた件数は3件です。詳細につきましては、報告資料の3ページ及び4ページのとおりでございます。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の2ページ及び報告資料の7ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による届出がなされた件数は2件です。詳細につきましては、報告資料の7ページ及び8ページのとおりでございます。

次に、報告事項(3)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の3ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定による届出がなされた件数は、1件でございます。詳細につきましては、報告資料の11ページのとおりでございます。

次に、報告事項(4)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の4ページ及び報告資料の15ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定による届出がなされた件数は、41件でございます。詳細につきましては、報告資料15ページから28ページまでのとおりでございます。

【主な意見等】

- 開始の届出がなされた「産後ケア事業」は、これまで実施されていなかったものなののでしょうか。
- 令和4年6月から開始されたものでございます。

報告事項

(5) その他

- 報告事項(5)「その他」について、事務局に説明を求めます。
- 2点ございます。

まず、1点目として、「個人情報を取り扱う業務に係る報告」の今後の取扱いについて御報告いたします。

以前の会議で御説明しましたとおり、令和5年4月1日からは、個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止に係る届出が廃止され、それに伴い、審議会への報告事項からも除かれることとなります。

一方で、これらの届出は、令和5年3月31日まで行われる可能性があり、今後、対面形式で報告させていただく機会が確保できないことから、本日報告しましたもの以後になされたこれらの届出に係る報告につきましては、令和5年4月1日以後、時期をみて、会議の場ではなく書面で行わせていただきたいと思います。

続きまして2点目について御報告いたします。本日、机上にて配布しました資料（10月4日付け事務連絡）を御覧ください。

これまでの審議の中で御説明しましたとおり、従前、武蔵村山市個人

